

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 教育委員会(教育総務課、学校教育課、文化課、スポーツ振興室、あいづっこ育成推進室、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館、河東公民館、北会津地区学校給食センター、河東地区学校給食センター、会津若松学校給食センター、荒館幼稚園、川南幼稚園、河東第三幼稚園)
- 2 監査の期間 平成 24 年 12 月 3 日～平成 25 年 3 月 29 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 25 年 1 月 30 日(水)
備品調査日 平成 25 年 1 月 30 日(水)及び 2 月 7 日(木)
対面監査日 平成 25 年 2 月 20 日(水)
- 4 監査の範囲 平成 24 年度(4～11 月の事務執行分)
- 5 監査対象事項(主なもの)
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。また、埋蔵文化財発掘に係る出土品の取扱いについて、意見を述べる。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、留意又は改善を図られたい。

○ 子どもの森用地の賃貸借契約について【生涯学習総合センター】

・ 必要最小限の借地への変更

子どもの森用地は、昭和52年に福島県立若松病院小田山分院跡の本市への移管を受けて以降、「子どもの森」として、スキー場をはじめとし、フィールドアスレチックやキャンプ場、散策路等、山林と平坦地の一体的かつ多様な利活用を図る整備構想のもとに、地区共有地の賃貸借契約を締結し、現在、171,113㎡を借り受け、年額1,467,600円の賃借料を支出している。

借地の利用状況等について確認したところ、当時の構想に基づき、スキー場や遊歩道等の整備が進められたものの、一部の利用にとどまっており、それ以外の山林部分は、有効活用されてはならず、今後の具体的な利活用計画も無いとのことであった。

利活用計画の無い用地の借り受けを継続することは、妥当性に欠けており、今後は、必要最小限の借地契約の実現に努められたい。

(2) 個別意見

今回の定期監査において、文化課が所管している追手町収蔵庫等の現地調査を実施したところ、膨大な数の出土品が保管されていた。

本市は、約500ヶ所に及ぶ埋蔵文化財包蔵地を有しており、今後も開発等に伴う発掘調査によって出土品の増大が見込まれ、将来にわたって保管場所の確保等に苦慮することは想像に難くないところである。

現地調査及び対面監査における聴取を踏まえ、出土品の取扱いについて所見を述べる。

○ 埋蔵文化財発掘に係る出土品の取扱いについて【文化課】

本市の埋蔵文化財発掘に係る出土品の量は、平成25年2月現在で市内5ヶ所に分散されて約6,600箱(出土品量を60cm×40cm×15cmのコンテナ箱に換算)を有し、特に追手町収蔵庫(旧会津学鳳高等学校西側体育館)に膨大な量が保管されている。

増大する出土品の取扱いについては、多くの地方公共団体が苦慮している現状に鑑み、国の取組として、平成9年8月に「出土品の取扱いに関する指針」(文化庁長官裁定)が示され、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとないに区分し、ないものは廃棄その他の措置をとることができるようになった。

その際、区分の基準は各都道府県教育委員会が定めるものとされ、その後、福島県教育委員会の判断として出土品の大半を占める土器、陶磁器の区分基準は「摩滅し、時期・器種判別ができないもの」に限定して廃棄可能とされた経過にある。

対面監査時に確認したところ、本市では今まで廃棄手続きを行った事例はないとのことであった。

廃棄を可能にする道はあるものの、実際の廃棄は到底無理な基準の存在によって、過去の出土品をはじめ、現在、今後の出土品すべてを将来にわたり保管せざるを得ない現状は、良好な環境の収蔵庫の確保はもとより、活用の可能性を考えると、これで良いのか甚だ疑問であり、将来にわたり保存するものを精査すべきである。

今後、福島県教育委員会に対して「出土品の取扱い基準」の見直しを問題提起すべきものとする。